

緊急防災・減災事業債の期間延長と拡充に関する 要望

要望の要旨

緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされていますが、地方自治体の防災力の強化を図る上で極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続いただくよう強く要望します。

要望の理由

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、山火事等の自然災害は、各地で甚大な被害をもたらしており、地方自治体の更なる防災・減災対策が喫緊の課題となっております。

東日本大震災の最大の被災地である本市は、国からの力強い支援を受け、ハード・ソフトの両面において防災力が大きく向上したところではありますが、震災後に整備した防災行政無線等の更新や、宮城県が公表した新たな津波浸水想定への

対応、半島沿岸部における避難機能を有する道路の整備といった課題が山積しており、緊急防災・減災事業債をはじめとした財源の確保に苦慮しているところです。

近年の災害の激甚化・頻発化と地域の実情を踏まえ、令和7年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債を、令和8年度以降も継続することを強く要望するものです。